

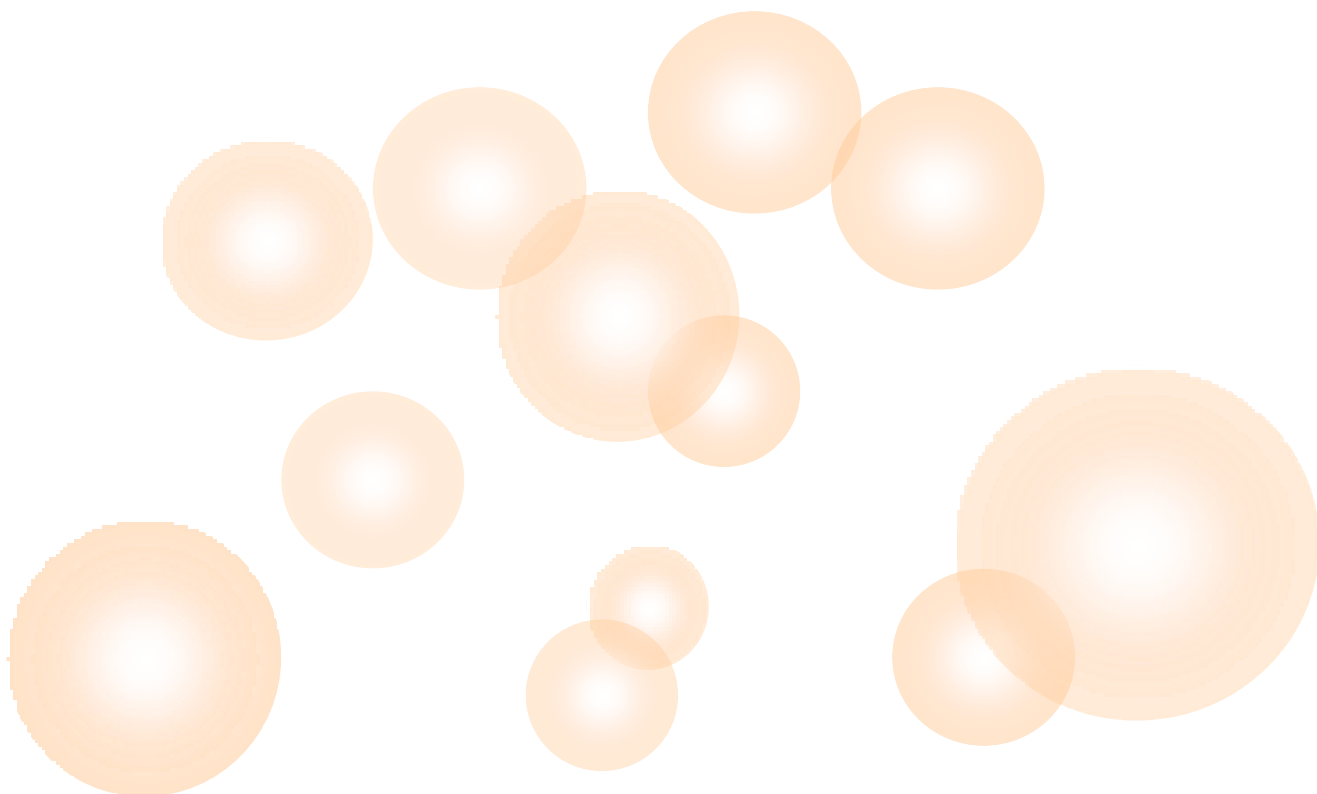
## 第2章

### 山形県における男女共同参画社会づくりの状況

本県における男女共同参画を推進していくためには、本県の現状を正しく理解し、男女共同参画社会の実現に向け、県民・行政・企業・団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、本県における男女共同参画を推進するための枠組みと、山形県男女共同参画計画の体系を示すとともに、基本の柱ごとに現状と課題を提示しています。

併せて、本県の男女共同参画の現状について知っていただくため、関連データを掲載しています。





# 1 概要

## (1) 山形県における男女共同参画を推進するための枠組み

### 条 例

#### 山形県男女共同参画推進条例 (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
  - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
  - 3 方針等の立憲及び決定への共同参画
  - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - 5 生涯にわたる健康の保持
- 【構成】
- ・責務（県・県民・事業者）
  - ・性別による権利侵害に関する配慮
  - ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
  - ・男女共同参画審議会

### 具 体 化

### 計 画

#### 山形県男女共同参画計画 (H28.3 策定)

【これまでの経緯】

- 平成13年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成13年度～22年度）  
平成18年3月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定  
平成23年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成23年度～27年度）  
平成28年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成28年度～32年度）

【基本目標】 一人ひとりがいきいきと能力を発揮しながら、思いやり、支え合う山形県

- 【基本の柱】
- 1 人権を尊重する意識づくり
  - 2 共にいきいきと働くことができる環境づくり
  - 3 共に支え合う地域づくり
  - 4 安心できる生活の確保

### 推 進 体 制

#### 山形県男女共同参画審議会

【組織】 委員：15人

【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

#### 山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）

- ・平成13年4月1日に開設
- ・本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

#### 山形県男女共同参画推進員

【組織】 推進員：20人

【機能】 地域における男女共同参画に関する普及・啓発活動、県の施策推進のための支援・協力活動等

#### 山形県男女共同参画推進本部

【組織】 本部長：副知事

【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関することなど

県民との対話・連携

市町村との連携強化

企業との連携

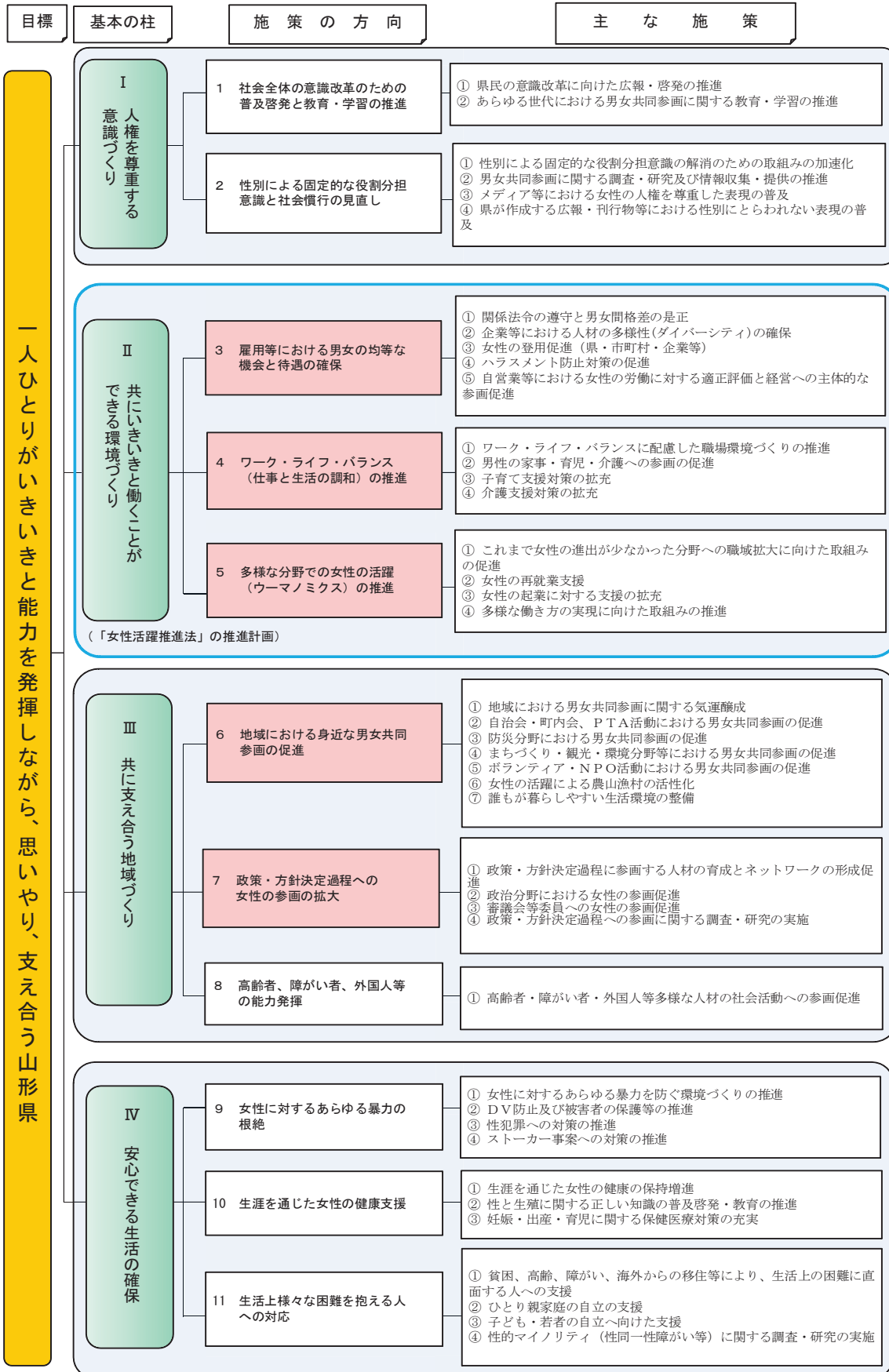
NPOや女性団体との連携

総合的な推進

男女共同参画社会の実現

## (2) 山形県男女共同参画計画の体系

※「施策の方向」の網かけは重点分野



## 2 基本の柱ごとにみる山形県の男女共同参画の現状と課題

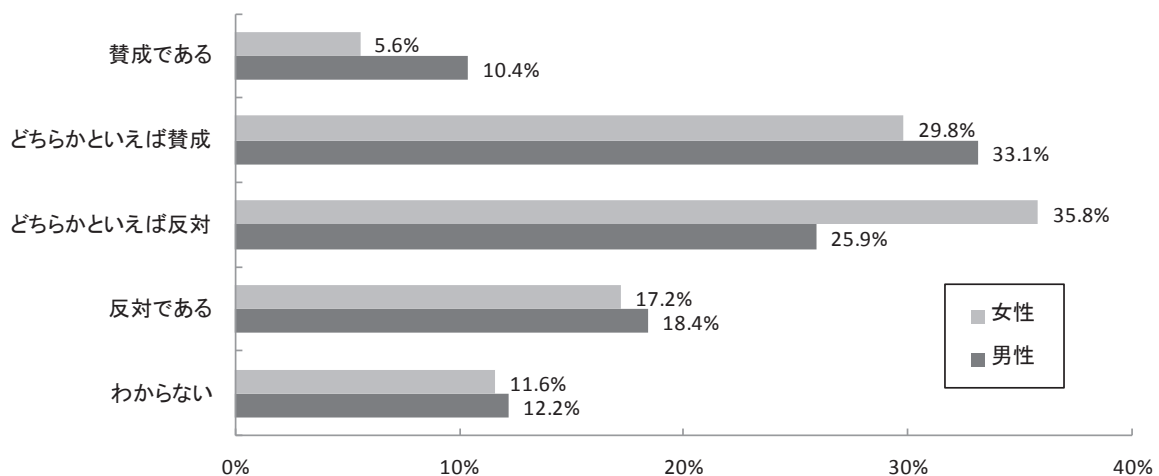
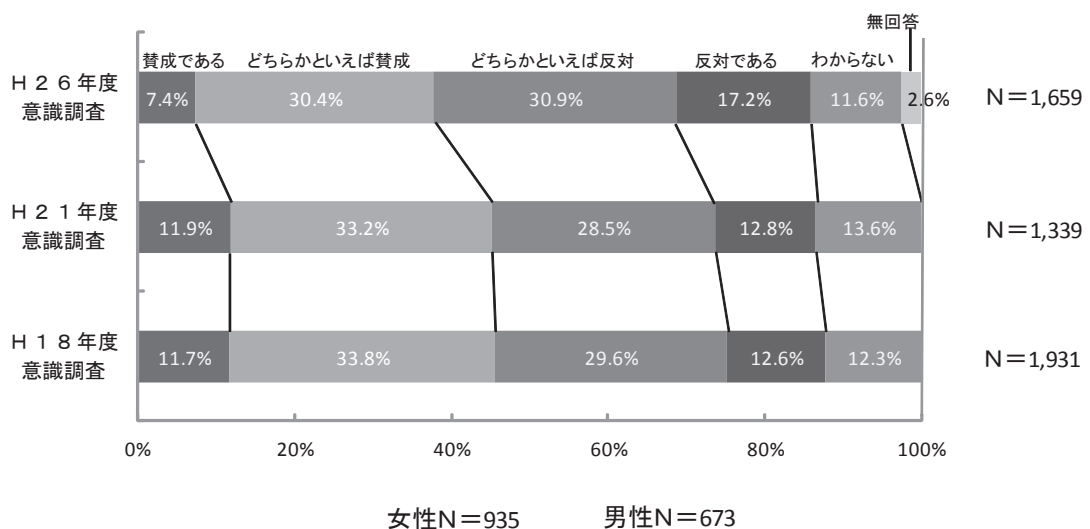
### 基本の柱Ⅰ 「人権を尊重する意識づくり」から見る現状と課題

#### 現 状

- 「平成26年度ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、「夫は働き、妻は家庭を守る」というような性別による固定的な役割分担意識は、男女ともに初めて「反対」が「賛成」を上回りました。
- 「男女共同参画社会」という言葉の認知度は74.7%で、前回の調査（平成21年度）に比べて10.3%高くなったものの、言葉の意味を知らない人が半数近く（46.9%）います。

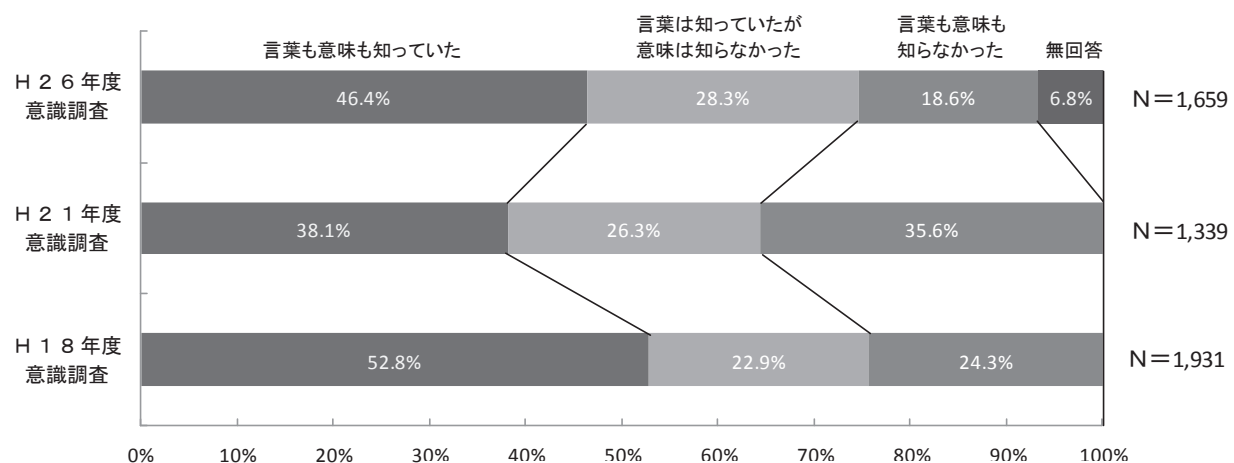
#### ◇ 「夫は働き、妻は家庭を守る」という固定的役割分担意識

男女別では、女性よりも男性の方が「賛成」と答えた人の割合が多く、4割を超えています。



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

## ◇ 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

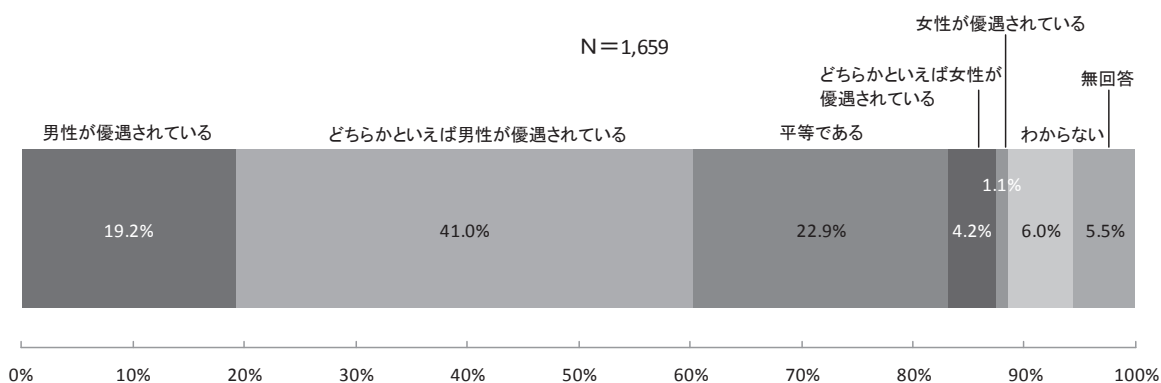
### 課題

- 女性も男性も、性別にかかわらず個人として尊重されながら、家庭・学校・職場・地域で、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮しながら、自らの意思と選択によって、のびやかに生きることができる社会をつくるためには、男女共同参画に関する正しい理解について、より一層の啓発が必要です。

現 状

- 県民意識調査によると、職場における男女の地位について、「平等」と感じている人は22.9%にとどまっています。
- 子育て期の女性の労働力率、共働き率、共働き世帯率が全国に比べ高くなっています。
- 育児をしながら働いている女性の割合が全国2位の72.5%と全国平均を大きく上回り、高い状態にあります。
- その一方で、本県の企業等における管理職全体に占める女性の割合は課長相当級で13.8%となっており、企業における女性活躍推進に向け、「管理職になることに意欲的な女性社員が少ない」等の課題が残る状況です。

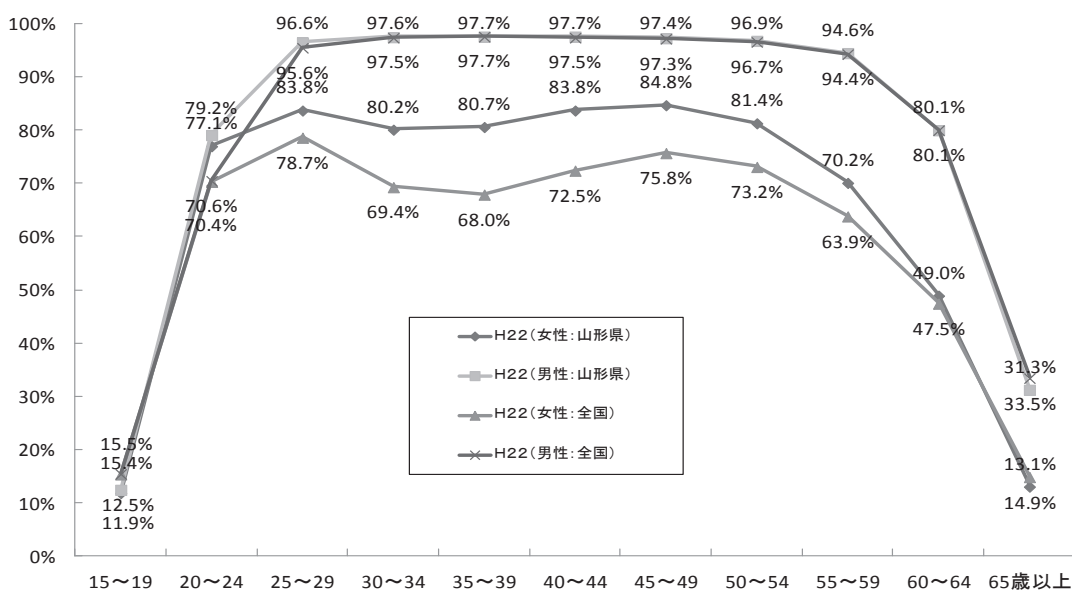
◇ 男女の地位についての意識



◇ 年齢階級別労働力率

(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

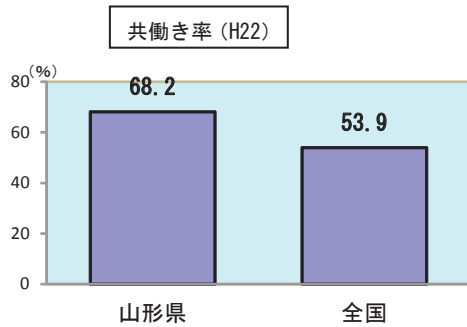
労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期にあたる30歳代を底とするM字カーブを描く傾向にありますが、本県は、その底が非常に浅くなっています。本県の女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国に比べ高い状況にあり、30代の子育て期の女性の労働力率の高さは、全国2位となっています。



(H22 国勢調査 /総務省)

## ◇ 共働き率

本県の共働き率は、平成 22 年が 68.2%と、高い状況にあります。全国との比較で見ると、全国で最も高い状況にあります。



～夫婦共働き率の  
高い都道府県～

1位 山形県

2位 福井県

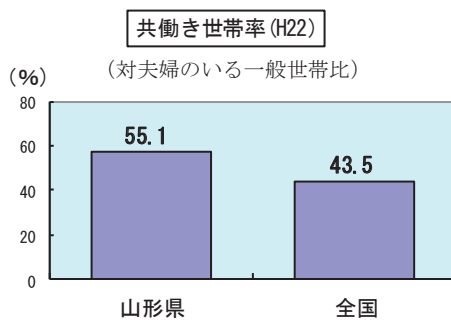
3位 島根県

※共働き率では、就業者のいない夫婦（リタイヤした高齢者夫婦など）や単身者は含まれない。

(H22 国勢調査 / 総務省)

## ◇ 共働き世帯率

本県の共働き世帯率は、平成 22 年が 55.1%と、高い状況にあります。全国との比較で見ると、全国で 2 番目に高い状況にあります。また、子どものいる世帯の共働き率では、62.4%にのぼり、全国より 10 ポイント以上高くなっています。

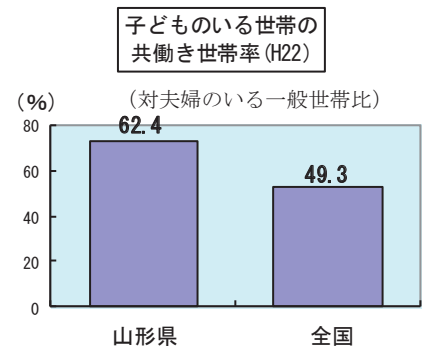


～夫婦共働き世帯率  
の高い都道府県～

1位 福井県

2位 山形県

3位 富山県



(H22 国勢調査 / 総務省)

## ◇ 育児をしながら働いている女性の割合

本県の育児をしながら働いている女性「働くママ」の割合は 72.5%と、全国平均の 52.4%を大きく上回り、全国で 2 番目に高い状態にあります。

### 育児しながら働いている女性の割合（全国平均 52.4%）

順位	都道府県名	割合 (%)
1	島根県	74.8
2	山形県	72.5
3	福井県	72.1
4	鳥取県	71.8
5	富山県	68.3

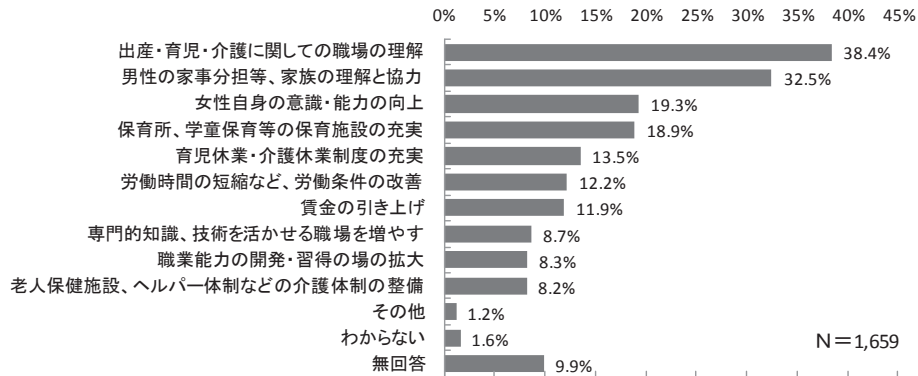
順位	都道府県名	割合 (%)
43	大阪府	46.7
44	千葉県	46.7
45	埼玉県	46.4
46	兵庫県	43.2
47	神奈川県	41.1

(H24 年度 就業構造基本調査 / 総務省)



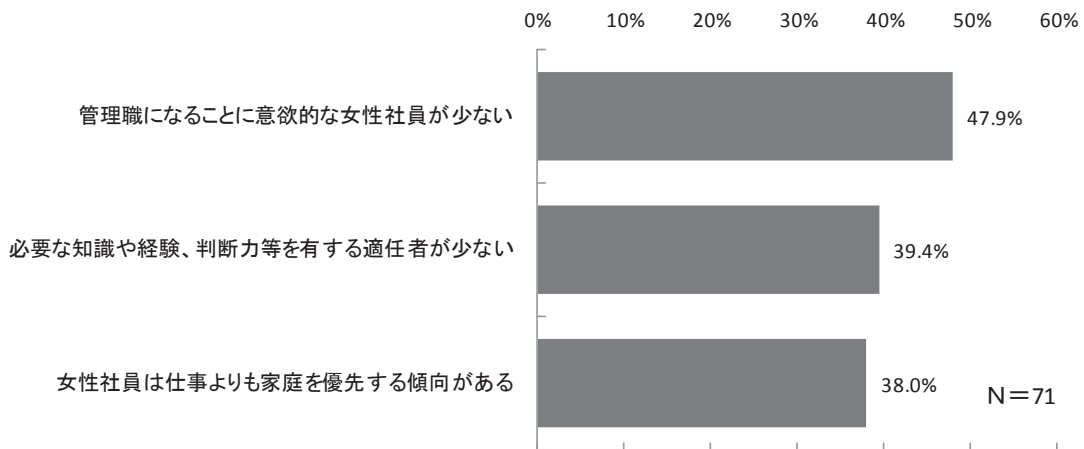
## ◇ 女性が働き続けるために必要なこと

働きたい女性が就業を継続できるよう、職場の理解促進や女性に偏った家事・育児・介護負担の是正などを行う必要があります。



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

## ◇ 女性活躍推進に向けた課題



(H26 女性の活躍推進に向けた企業実態調査/山形県)

### 課題

- 男女の均等な機会と処遇の確保のための取組みが必要です。
- 本県における女性の労働力率をさらに向上させるため、働き続けたいと思いながら、妊娠・出産・子育てを理由に離職する人もいることから、そうした人が就業を継続できるよう、職場の理解促進や女性に偏った家事・育児・介護負担の是正などを行う必要があります。
- 意欲的な女性社員が少ない、必要な知識や経験、判断力等を有する適任者が少ない等の女性を管理職に登用する上での課題の解決に向けた企業の取組みを支援していく必要があります。

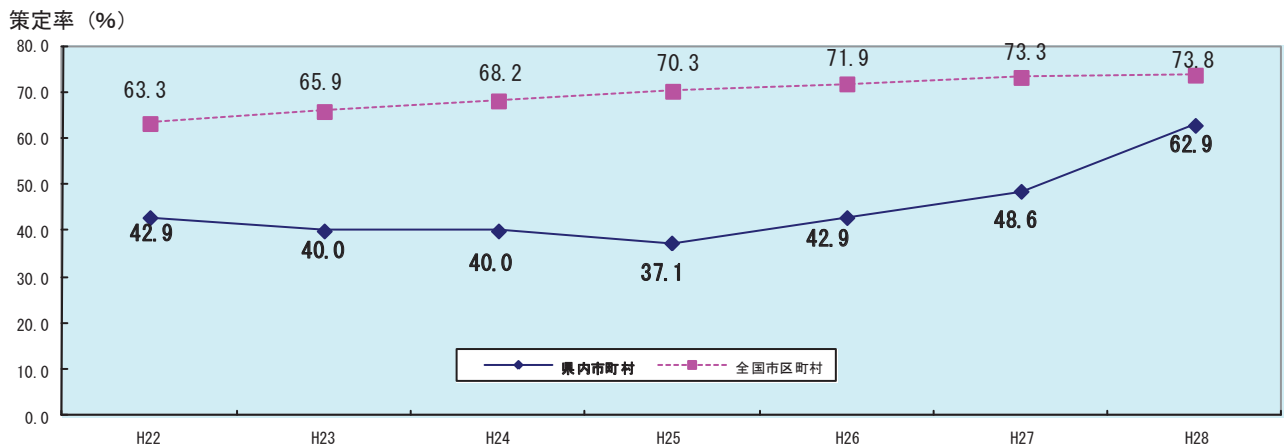
現状

- 市町村の男女共同参画計画の策定率は、全国市町村平均を下回っています。
- P T A会長や自治会長の女性割合は、全国に比べ非常に低くなっています。
- 政治、行政、雇用、教育の各分野で女性の参画が低い傾向が見られます。

◇ 市町村の男女共同参画計画の策定率

県内市町村の男女共同参画計画の策定率は、全国市町村平均を下回っています。

県では、平成 32 年度までに 100%の策定率を目標としていますが、平成 29 年 3 月末現在で県内 35 市町村のうち 22 市町村（策定率：62.9%）が策定となりました。

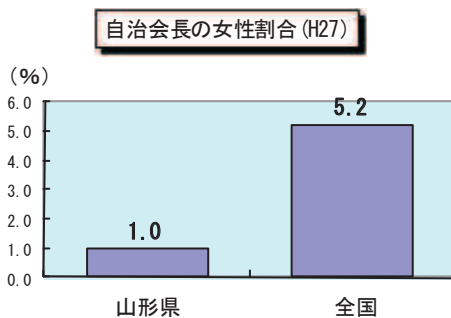


(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況/内閣府)

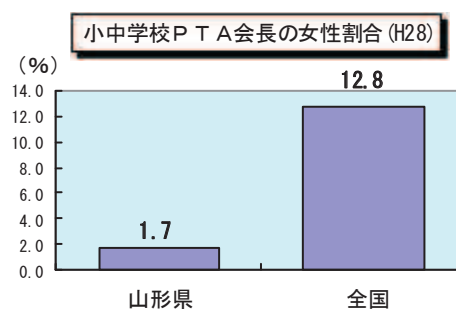
◇ 自治会長・小中学校 P T A会長の女性割合

自治会長の女性の割合は、山形県は 1.0%で、全国平均の 5.2%に対し、非常に低くなっています。

また、小中学校 P T A会長に占める女性の割合についても、全国平均が 12.8%であるのに対し、山形県は 1.7%と、さらに低い状況となっています。



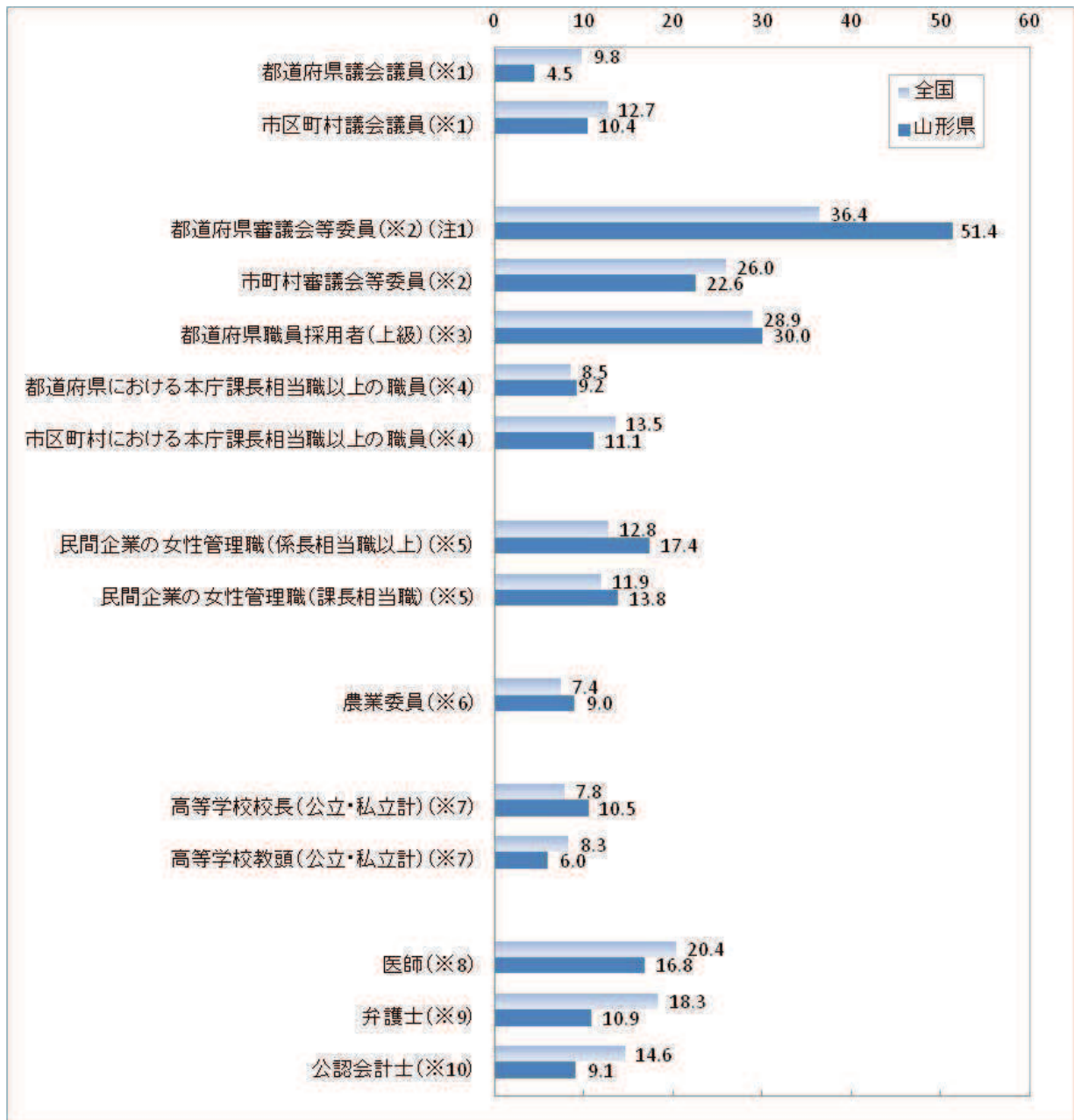
(「女性の政策・方針決定参画状況調べ」/内閣府より作成)



(山形県：山形県 P T A 連合会調べ、全国：「女性の政策・方針決定参画状況調べ」/内閣府より作成)

## ◇ 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

各分野における指導的地位の女性が占める割合では、政治や医師、弁護士、公認会計士等の分野で、女性の参画が全国よりも低い傾向が見られます。



〈各出典〉

- (※1) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況 (H27.12.31現在)
- (※2) 同上 (調査時点は原則としてH27.4.1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。本県はH27.3.31現在)
- (※3) 採用期間H27.4.1からH28.3.31が対象
- (※4) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査 (調査時点は原則としてH28.4.1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。本県はH28.4.1現在)
- (※5) 雇用均等基本調査 (H27.10.1現在)、山形県労働条件等実態調査 (H28.8.31現在)
- (※6) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査 (H27.10.1現在)
- (※7) 学校基本統計 (H28.5.1現在)
- (※8) 医師・歯科医師・薬剤師調査 (H26.12.31現在)
- (※9) 全国：女性の政策・方針決定参画状況調べ (H28.9.30現在)、山形県：山形県弁護士会調べ (H29.1月現在)
- (※10) 全国：女性の政策・方針決定参画状況調べ (H28.7.31現在)、山形県：日本公認会計士協会調べ (H29.1月現在)
- (注1) 法律・要綱等で定める審議会のうち、県が目標を設定している審議会等委員の女性割合

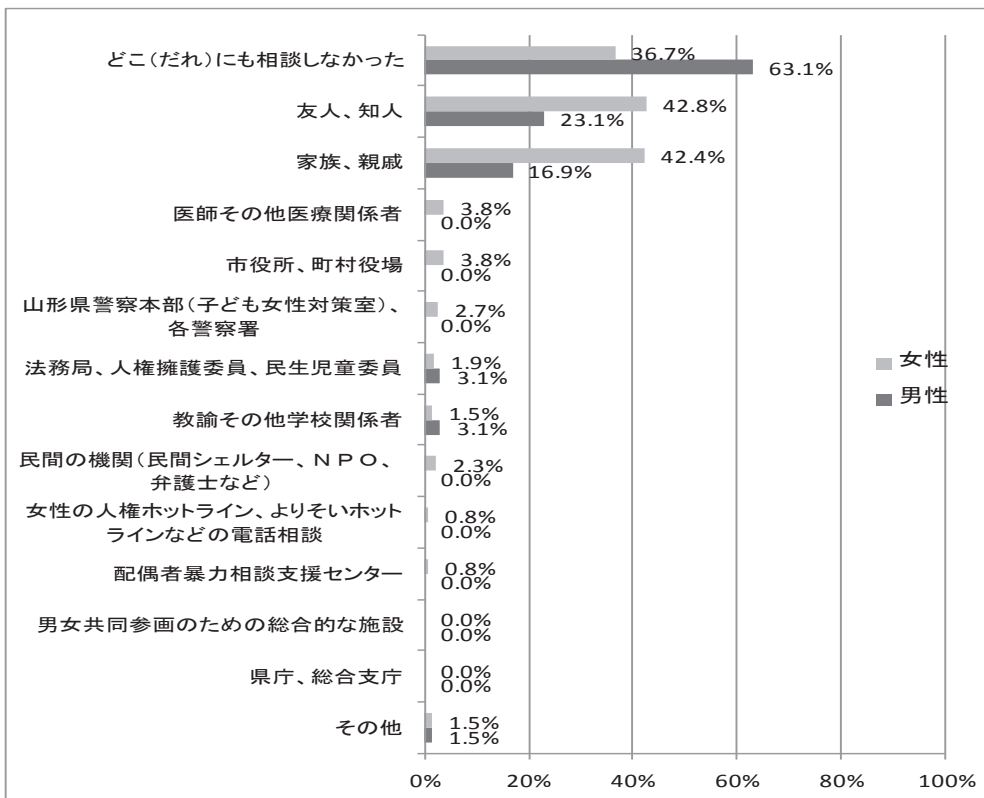
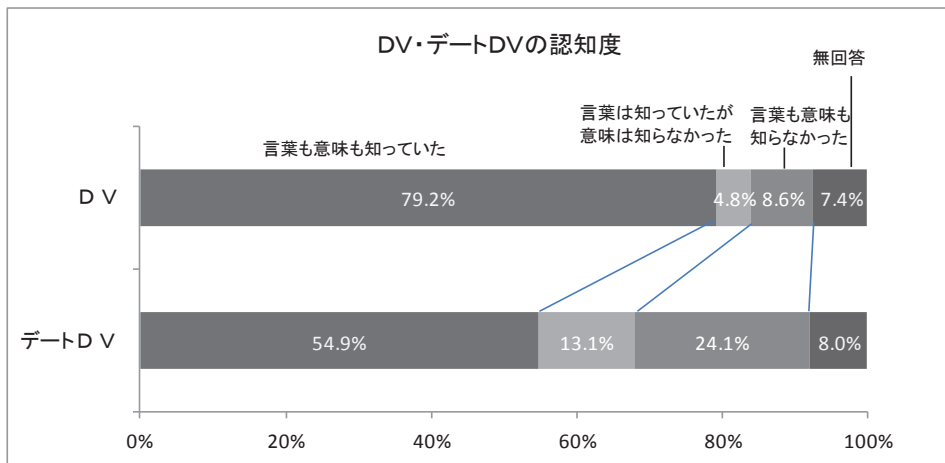
## 課 題

- 各市町村で地域における男女共同参画の主体的な取組みを促進するため、指針となる男女共同参画計画の策定の促進などの基盤整備が必要となっています。
- 県内市町村の男女共同参画計画の策定率は上昇してきてはいるものの、計画期間満了に達した市町村も出てきており、再策定への働きかけを引き続き強化する必要があります。
- 自治会長・PTA会長の女性割合が全国と比べて低くなっており、女性の「責任を果たせるだけの自信がない」といった意識面での課題に対応するとともに、女性が参画しやすい仕組みや環境づくりが必要となっています。
- 行政、経済団体、労働組合、NPO等あらゆる分野で、女性の政策・方針決定過程への参画が進むよう、県・市町村・関係団体が連携して人材を育成するとともに、団体間のネットワークの形成により、実効性ある取組みが必要です。
- 「地域」という身近な生活の場において男女共同参画が進むよう、県民と連携を図るなど、効果的な啓発活動の推進が必要です。

現 状

- 県民意識調査結果では「DV（ドメスティックバイオレンス）」の認知度が84%、「デートDV」の認知度が68%となっています。
- 平成26年度山形県ひとり親家庭実態調査によると、本県の場合、母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業しているものの、就労による収入が200万円未満の世帯は、母子世帯の約62%、父子世帯の約26%であり、暮らしの状況について、母子家庭、父子家庭とも8割以上の家庭が「苦しい」と答えています。

◇ 「DV」及び「デートDV」の言葉の認知度及びDVを受けた時の相談先



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

## ◇ ひとり親家庭の就業状況及び世帯の年間就労収入額

(%)

	母子家庭				父子家庭				
	山形県		全 国		山形県		全 国		
	H21	H26	H18	H23	H21	H26	H18	H23	
就業している	91.5	94.1	84.5	80.6	93.1	91.6	97.5	91.3	
就業上の地位	事業主	3.7	3.7	4.0	3.2	9.4	9.2	16.5	17.2
	常用雇用者	51.2	52.2	42.5	39.4	73.9	72.9	72.2	67.2
	臨時・パート	38.8	34.6	43.6	47.4	8.4	6.9	3.6	8.0
	派遣社員	3.6	4.3	5.1	4.7	2.0	5.0	2.6	2.0
	家族従事者	1.2	2.0	1.2	1.6	3.7	3.2	3.1	1.4
その他	1.5	3.3	3.5	3.7	2.6	2.7	2.1	4.3	
就業していない	8.3	4.9	14.6	15.0	6.9	6.7	2.5	5.3	
未回答・無効回答	0.2	1.1	0.9	4.4	0.0	1.7	0.0	3.4	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(山形県：H26 山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国母子世帯等調査/厚生労働省)

(%)

	母子家庭			父子家庭		
	山形県		全 国	山形県		全 国
	H20	H25	H22	H20	H25	H22
100万円未満	19.1	15.8	28.6	9.5	7.7	9.5
100万円～200万円未満	48.1	45.8	35.4	20.3	18.6	12.6
200万円～300万円未満	23.2	23.8	20.5	29.7	35.5	21.5
300万円以上	9.6	14.6	15.5	40.5	38.2	56.5

※「世帯の年間就労収入額」は、調査実施年の前年の収入額です。

(山形県：H26 山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国母子世帯等調査/厚生労働省)

### 課 題

- DVという言葉の認知度は高く水準となっていますが、未だ100%にはいたらず、暴力のない社会の実現に向け、さらなる周知・啓発が必要です。
- 県民意識調査によれば、被害を受けた際に「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合は女性で36.7%と高く、相談機関の更なる周知が必要です。
- 様々な困難を抱える人も、安心していきいきと暮らしていけるよう、課題の解決に向けて、関係機関が連携して取り組むことが必要です。